

# 平成 29 年度 茨城県保育人材復職支援事業 未就学児保育料の一部助成金申請者募集要項

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育人材の確保を図るため、県では、保育士資格をもちながら保育所等で1年以上保育士の業務に従事していない未就学児がいる人が、保育所等に新たに就労した場合、未就学児の保育料の一部を助成します。

平成 29 年度の助成申請者(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに新たに就労した方)を次のとおり募集します。

- 1 募集期間 平成 29 年 10 月 30 日(月)～平成 30 年 2 月 28 日(水)  
復職した時期により申請期間が異なりますので、ご注意ください。

| 復職の時期                        | 申請期限   |
|------------------------------|--|
| 平成 29 年 4 月～10 月             | 平成 29 年 12 月 15 日(金)必着   |
| 平成 29 年 11 月～<br>平成 30 年 1 月 | 復職した日の属する月の翌月末日(ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合は直後の平日)必着<br>【例】11月に就労した人は平成 30 年 1 月 4 日(木)<br>12月に就労した人は平成 30 年 1 月 31 日(水)<br>1月に就労した人は平成 30 年 2 月 28 日(水) |
| 平成 30 年 2 月                  | 平成 30 年 2 月 28 日(水)  |

## 2 助成金額

平成 29 年度未就学児の保育料月額半額(ただし月額 27,000 円を上限とします)

※ 1 平成 29 年度助成金は平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの保育料が対象です。

※ 2 対象期間中に保育料額が改訂(変更)された場合は、助成額の変更手続きが必要です。

## 3 助成対象期間

平成 29 年 4 月 1 日以降新たに保育所等に就労した月から平成 30 年 3 月末まで(最長 1 年間)

## 4 助成対象者

未就学児がいる保育士資格を有する人で、1年以上、[表 1] 保育所等一覧の中の「施設等種別」欄に記載した施設又は事業(以下「保育所等」という。)での勤務経験がなく、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの間に茨城県内の[表 1]の保育所等に新たに保育士又は保育教諭として週 20 時間以上就労している人。

〔表1〕【保育所等一覧】

| 法令・通知等                            |   | 施設等種別   |
|-----------------------------------|---|---|
| 児童福祉法                             | 第7条   | 保育所・幼保連携型認定こども園                                       |
|                                   | 第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの   | 家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業                    |
|                                   | 第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの   | 病児保育事業  |
|                                   | 第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの  | 一時預かり事業   |
|                                   | 第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの | 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 |
|                                   | 第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業   | 企業主導型保育事業   |
| 学校教育法                             | 第1条   | 教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園                       |
|                                   |   | 認定こども園に移行を予定している幼稚園                                   |
| 就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第2条第6項  | 認定こども園  |
| 子ども・子育て支援法                        | 第30条第1項第4号  | 離島その他の地域において特例保育を実施する施設                               |

## 5 申請から助成金のお支払いまでの手続き

### (1) 助成金の申請

(表2)の1から6に掲げる書類を申請期限までに県社協へ提出(必着)してください。

ただし、すでに茨城県社会福祉協議会未就学児保育料貸付を受けている方、または未就学児保育料を申請している方は2から6の書類を省略できます。

### (2) 助成金交付決定

提出された申請書類等は県社協で助成の適否を審査・決定し、申請者ご本人へ文書で結果をお知らせします。

### (3) 助成金のお支払いに必要な手続き

平成29年度助成金は、一括して平成30年3月下旬に指定された金融機関口座へ振込みます。

上記(2)の助成金交付決定通知のあった人は、平成30年3月8日(木)までに、(表2)の7に掲げる「業務従事期間証明書」と8に掲げる「助成対象未就学児の在園証明書」を県社協へ提出してください。

期限までに書類が提出されないと、助成金のお支払いができなくなります。

【表2】【提出書類】

| 番号 | 提出書類                           | 様式等            | 添付書類・留意事項等  |
|----|--------------------------------|----------------|---|
| 1  | 未就学児保育料助成申請書                   | 様式第1号          |   |
| 2  | 保育士登録証の写し                      | —              | ・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。<br>ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士登録証の写しが必要となります。 |
| 3  | 申請者の住民票謄本                      | —              | ・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された住民票謄本で世帯主・続柄記載のあるもの）<br>※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。                      |
| 4  | 雇用証明書                          | 様式第2号          | ※勤務する保育所等で作成してもらってください。   |
| 5  | ①助成金振込口座申込書<br><br>②通帳表紙の裏面の写し | 様式第3号<br><br>— | ・申請者名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く）<br><br>・申請者名義の振込口座の通帳に記載されている金融機関名・支店名・名義人名（カナ）・口座番号の分かる部分の写し  |
| 6  | 未就学児の保育料を確認できる書類               | —              | ・平成29年度分市町村発行の保育料決定通知書等の写し（額改定通知も含む）  |
| 7  | 業務従事期間証明書                      | 様式第4号          | <助成決定後><br>・助成金申請者ご自身の保育士としての業務従事期間を保育所等で作成してもらい、平成30年3月8日までに県社協へ提出してください。              |
| 8  | 助成対象未就学児の在園証明書                 | 様式第5号          | <助成決定後><br>・未就学児保育料助成金の対象となるお子さんの平成30年3月1日付け在園（籍）証明書を平成30年3月8日までに県社協へ提出してください。          |

## 6 お問い合わせ・助成金の申込み先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（未就学児助成金担当）

（所在地）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）

029-350-8366

（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）

□次のような場合は、新たに保育所等で就労したとはみなされません。

**新たに保育所等に勤務する保育士とみなされない事例**

※個別に状況を確認させていただきますのでご相談ください。

- ① 保育所等勤務か所（施設）を変更（転職）したが、実態として月単位で雇用が継続又は保育所等で勤務していない期間が1年未満の場合
- ② 保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合

**【保育士以外の仕事の例】**

調理師，看護師，事務員，保育補助者等

**【雇用形態の変更の例】**

パート契約から正職員への変更  
従事業務の変更（②と同様の職種） など

□次の保育料等は助成対象となりません

**助成の対象とならないもの**

- ① 一時預り、病児保育に係る保育料
- ② 私学助成の幼稚園の利用料金
- ③ 市町村発行の保育料以外の料金
  - ・ 認可外保育所に係る保育料
  - ・ 保育所の延長保育時間部分
  - ・ 幼稚園の預かり保育分の料金 等
- ④ 保育形態が不適正な保育に係る利用料金